

## 労働者派遣法改正案・民主党案及び政府案との比較ポイント

	民主党案(下線部分が今回追加予定)	政府案	政府案の留意点
日雇い派遣	○ 禁止	○ 原則禁止 ○ ただし、日雇い派遣労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務を政令で定め、例外的に認めること	原則禁止といっても、ポジティブリストは政令で定めることとなる
派遣労働者の雇用契約についての規制	○ 雇用契約期間が2ヶ月以下の労働者派遣を禁止すること ○ 2ヶ月以下の雇用契約期間の場合、2ヶ月に1日を加えた雇用契約期間とみなすこと 【2ヶ月+1日とする理由】 ※ 2ヶ月以下の有期雇用契約は解雇予告が適用されない ※ 健康保険・厚生年金は2ヶ月以内の有期雇用は適用外 →派遣労働者の最低限のセーフティネットを確保するため	○ 日雇労働者の定義は「日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者」	30日以内の派遣を禁止するだけでは、解雇予告や社会保険等が適用されない状態は変わらず
直接雇用みなし規定	○ 直接雇用みなし規定を創設。派遣先が以下に該当する違法行為を行った場合、派遣労働者が派遣先に対して「あなたが私の雇用主です」と「通告できる」とし、派遣先と派遣労働者との間に雇用関係が成立する規定を設けること ➢ 禁止業務で派遣を受け入れた場合 ➢ 無許可・無届と知りながら派遣を受け入れた場合 ➢ 期間制限を超えて派遣を受け入れた場合、等	○ 厚生労働大臣による派遣先に対する労働契約の申込み勧告の改正	行政による派遣先に対する労働契約の申込み勧告は、派遣労働者と派遣先との雇用関係の成立を直接規定するものではない
均等待遇	○ 労働者派遣をし、又は労働者派遣の役務の提供を受ける場合においては、労働者の就業形態にかかわらず、就業の実態に応じ、均等な待遇の確保が図られるべきものとする。	○ 派遣元による有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等、派遣労働者の職務の内容等を勘案した賃金の決定、その他派遣労働者等の福祉の増進の努力義務	いずれも派遣元事業主の措置。派遣先との均等待遇については言及なし
情報公開	○ 派遣元から派遣労働者、派遣元から派遣先に対する通知義務事項を拡大 ○ 労働者派遣の受け入れにあたり、派遣先から派遣先労働組合へ通知義務 ○ いわゆるマージン率を含め事業運営の情報等について HP 等への公開を派遣元に義務づけ	○ いわゆるマージン率公開を含め、労働者派遣事業の業務に係る情報提供の義務づけ ○ 派遣元による派遣労働者の待遇に関する事項等の説明の義務	マージン率の公開は一般的な派遣契約についてのみ。派遣労働者各々のマージン率等については通知義務なし
派遣先責任の強化	○ 派遣先での不利益取り扱い禁止 ○ 未払い賃金や社会保険未払いの派遣先の連帯責任 ○ 派遣先への安全衛生教育の義務付け ○ 派遣労働者の個人情報保護 ○ 派遣労働者所属労働組合と派遣先との団体交渉応諾義務 ——など11項目について派遣先責任を強化	○ 派遣先に対する法違反の場合の是正勧告は、指導や助言を事前に要しないこと ○ 派遣先の法律上の災害防止責任が反映されるよう必要な措置	一応項目としてあげてみたが、派遣先の責任自体の強化というよりは、行政による監督の強化にすぎない
専ら派遣	○ 法人及びその子法人から成る法人グループを「一つの派遣先」とみなし、派遣元は労働者派遣の役務のうち8割を超えて、一つの派遣先に提供してはならないこと	○ 関係派遣先への派遣割合が8割以下となるようにしなければならないこと	「関係派遣先」の定義について確認が必要
罰則	現行最高額を300万円から3億円へ ○ 違法な労働者派遣事業を行った法人に対する罰則の強化 ○ 違法な労働者供給事業を行った法人に対する罰則の強化 ○ 派遣先に対する罰則の導入		罰則規定強化なし
その他	○ <u>【禁止業務の追加】</u> 専門業務を除き製造業派遣を禁止する。 ○ <u>【一般労働者派遣事業】</u> 26専門業務以外は常用雇用のみとする。 ○ <u>【雇用保険法改正】</u> 派遣労働者等について、雇用される期間が1年未満であっても、雇用保険の被保険者として →雇用保険法改正案として別途提出した。	○ 期間を定めないで雇用される労働者に係る特定を目的とする行為の解禁と特定についての差別的取り扱いの禁止 ○ 期間を定めないで雇用される労働者に係る派遣先の労働契約申込義務について、一定の場合、適用しないこと ○ 離職した労働者についての労働者派遣の禁止	セーフティネットの強化は念頭になし